

実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」の解説

専門研究員 江藤 栄作

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 18 年 10 月 27 日に実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した¹。本実務対応報告については、平成 18 年 3 月 16 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、ASBJ において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものである。本稿では、本実務対応報告の概要について紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

II. 公表の経緯

平成 10 年 6 月 16 日に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）は、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示しており、厚生年金基金制度についても、1 つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとしている（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「退職給付会計基準意見書」という。）三 3(1)）。

こうした中、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対して交付金を支払うこととされた（Q1 参照）ため、実務上の要請からは、当該交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を早期に明らかにする必要が生じている。

ASBJ における審議の中では、当該交付金に関する会計処理の検討にあたり、まず、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直すべきではないかという意見もあった。しかしながら、このような意見については、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点（本稿 V 参照）を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととしたとされている。

III. 法改正の概要（Q1 参照）

本件に関わる厚生年金基金関係の法改正の内容は、以下のようなものである（図表参照）。

- (1) 免除保険料率の凍結を解除（母体企業（事業主）から厚生年金基金への拠出金である免除保険料の料率につき、平成 11 年 9 月末以降、見直しがされていなかったが、直近の厚生年金本体の予定利率及び死亡率により見直す。）
- (2) 最低責任準備金の算定方法の変更（免除保険料率の凍結解除によっても、最低責

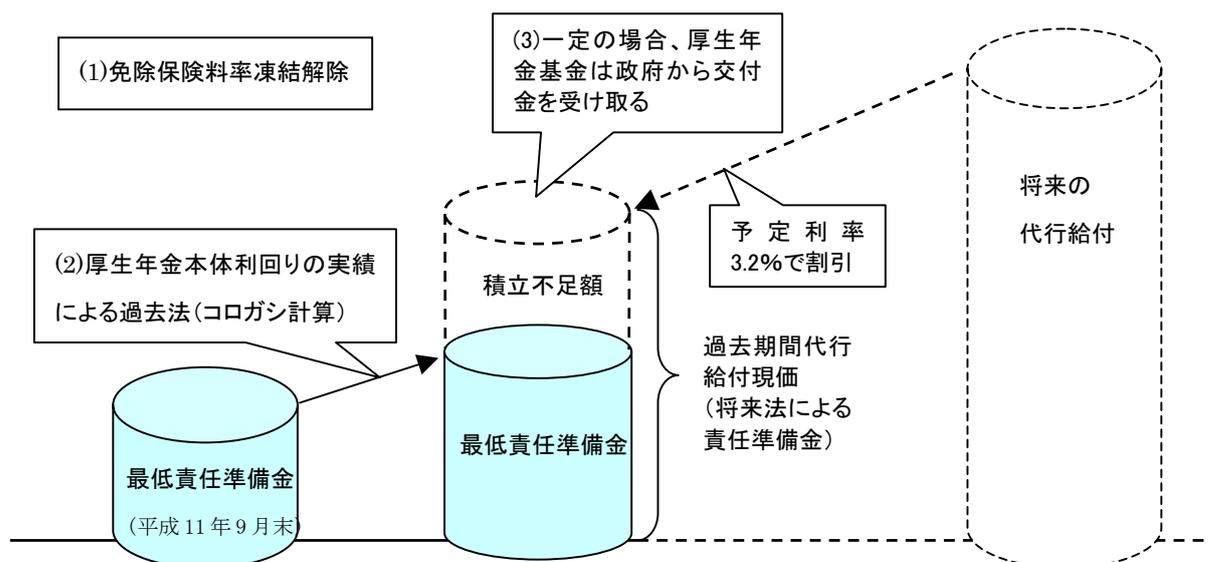
¹本実務対応報告については、ASBJ のホームページ
(<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/kofukin/>) を参照のこと

任準備金の算定は過去法（いわゆるコロガシ計算）による²。）

- (3) 交付金の支払（一定の場合に、厚生年金基金は政府（特別会計である厚生年金本体、以下同じ）から交付金を受け取る³。）

なお、当該改正に伴い、厚生年金基金の財政計算上、厚生年金基金が代行部分について負う債務は最低責任準備金となることが明らかにされている。

【図表：過去期間代行給付現価⁴と最低責任準備金の関係】



² 凍結開始時（平成 11 年 9 月末）の最低責任準備金を基に、その後の免除保険料、厚生年金本体利回りの実績による運用収益及び交付金を加算し、代行給付を減算する。

³ 「一定の場合」とは、具体的に以下の場合をいう（厚生年金基金法附則第 30 条、厚生年金基金令第 60 条の 2）。政府が基金に対して支払う交付金は、基金の申請により算定した額を、当該計算の基礎となった日の属する事業年度の翌事業年度に行う。

- ・ 責任準備金が過去期間代行給付現価の 1/4 以上 1/2 未満の場合：
1/2 を下回る差額の 1/5 ずつ交付する。
- ・ 責任準備金が過去期間代行給付現価の 1/4 未満の場合：
1/2 を下回る差額を一括して交付する。

⁴ 「過去期間代行給付現価」とは、当該基金の加入員及び加入員であった者について、加入員であった期間に係る代行給付の予想額を、凍結解除後の代行保険料率の算定基礎と同じ死亡率及び予定利率によって算定した現価であり（厚生年金保険法第 132 条第 2 項及び附則第 30 条第 2 項）、その計算の基礎となる予定利率は、本実務対応報告の公表日現在、年 3.2%とされている（厚生年金基金令第 60 条の 2 第 4 項）。

IV. 会計処理等の概要

1 交付金の会計処理（Q2 参照）

厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する。

交付金の会計処理については、本取扱いのほか、数理計算上の差異として遅延認識する案も検討されたが、当該交付金は、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異ではなく、退職給付会計基準における年金資産に係る数理計算上の差異の定義を満たしていないと考えられることなどから、母体企業（事業主）以外からの拠出であるという点で同様である従業員からの拠出額と同様に取り扱うこととされた。

なお、ここでいう「交付される都度」とは、厚生年金基金が、交付申請を行い政府から承認の通知を受けた段階とされている。

2 交付金の開示（Q3 参照）

厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、退職給付費用の内訳のその他として、当該交付金の額を記載する。

交付金の開示については、退職給付会計基準の定めに従って注記することが規定されている。Q2 で示したように、厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除することになるため、退職給付費用の内訳のその他（退職給付会計基準 六 2(2)⑥）として、当該交付金の額を記載することとなる。

この点については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の13 第1項第3号においても、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項を注記することとされており、同ガイドライン8の13-1-2-2において、注記に当たっては、当該事項の区分（採用している退職給付制度ごとの区分等）、順序等について理解しやすいよう工夫することができるものとされている。

また、審議においては、代行部分に係る退職給付債務の額に重要性がある場合には、当該退職給付債務の額および最低準備金の額を注記することが適当である旨を示す案も検討されたが、注記を義務付けする必要まではないとされた。財務諸表等規則ガイドライン8の13-1-2-2のまた書きにおいて、「当該事項に加えて、当該事項に関する事項（厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び年金資産又は責任準備金、年金資産の変動の内容、数理計算上の差異の内容等）を記載することができるものとする。」とあることから、各企業が、適宜に当該記載をすることになると考えられる。

3 適用時期

本実務対応報告は、現行の退職給付会計基準に則して、当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すものであり、公表日以後適用することとされている。

V. 検討の背景

本実務対応報告の審議の中では、厚生年金基金に関する交付金の会計処理を検討するにあたり、平成16年法改正の趣旨を考慮して、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直すべきという意見があった⁵。これに対しては、見直す必要はないという意見があった。見解のわかれた主要な論点を整理すると、次のようなものであった。

【論点1】 代行部分は「退職給付会計基準」の対象となるか

第1案：代行部分は「退職給付会計基準」の対象外とすべきであるという意見

第2案：代行部分は「退職給付会計基準」の対象とすべきであるという意見

【論点2】（【論点1】第2案とした場合）代行部分の債務は「退職給付債務（PBO）」か「最低責任準備金」か

A案：代行部分の債務は、引き続き「退職給付債務（PBO）」であるという意見

B案：代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべきであるという意見

これらの意見については、本実務対応報告では、以下のように、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととし、他の退職給付制度の見直しや退職給付会計に関する国際的な議論の進展を踏まえ、検討するものとされている。

1 【論点1】 代行部分は「退職給付会計基準」の対象となるか

(1) 法改正によるリスク負担の考え方

第1案の「対象外とすべき」という意見は、今回の法改正により、もはや代行部分に係る数理上のリスク（死亡率等の変化による負担の不確実性）はなく、したがって、実質的に母体企業（事業主）の代行部分に係る退職給付債務は存在しなくなったと考えられることによるものである。厚生年金基金の代行部分の給付責任（支給責任）は引き続き当該基金にあるものの、一定の場合に政府（厚生年金本体）から交付金を受け取ることが示され、また、最低責任準備金の算定方法が過去法（いわゆるコログシ計算）によることが恒久化されたため、当該基金にはその財源を調達する責任はなく、代行部分の給付については免除保険料（及びその運用収益）と政府（厚生年金本体）からの交付金

⁵【反対意見】本実務対応報告の公表に反対する委員1名から、次の意見が出されている。

「平成16年法改正の趣旨及び経済的実態からすれば、会計上も、厚生年金基金制度における代行部分の債務を最低責任準備金とする取扱いに変更するべきであり、本実務対応報告のように、従前同様、当該代行部分についても発生給付評価方式による退職給付債務(PBO)とすることは、母体企業（事業主）の財政状態を適正に示していないと考える。

また、代行部分の債務を最低責任準備金とすることに反対する意見の中には、将来受け取る交付金は年金資産の会計問題（したがって、受け取る時期と金額が明確ではない交付金は、交付の都度、処理される。）であり、交付金現価を資産計上できないと考えているものがあるが、これだけでも限定的に資産計上する方が結果的に適切である。

さらに、本実務対応報告では、追加論点もあることから議論の要点を示すに止め、今後検討するものとしているが、時期が明示されず、適切ではないと考える。」

によって行われることによる。この意見は、厚生年金基金制度を、1つの私的な年金制度ではなく、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されるとみる見方と考えられている。

これに対して、第2案の「対象とすべき」という意見は、今回の法改正によっても、厚生年金基金の代行部分の給付を政府（厚生年金本体）が行うわけではなく、給付責任は従来どおり当該基金にある。また、厚生年金基金の実績運用利回りが厚生年金本体の実績運用利回りを下回った場合には当該基金がその負担を負う（上回った場合には当該基金がその利益を享受する。）という代行部分に係る運用リスク（資産運用収益の変化による負担の不確実性）を有している。すなわち、退職給付会計基準意見書 三 3(1)なお書きの①で示されたような、実態としては、1つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しく、それぞれの部分を区分せずこれを全体として一つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用する場合にあたる。したがって、これまでと同様、この点を重視した意見によった場合には、厚生年金基金制度を、会計上、1つの年金制度ではなく、2つの年金制度から構成されるとみる見方に変えるような再検討には至らないとされている。

(2) 最低責任準備金の性格

第1案に関連する見方として、厚生年金基金制度は1つの私的な年金制度であるものの、代行部分に係る債務は、今回の法改正により、もはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府（厚生年金本体）からの借入金（最低責任準備金で評価）と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとする見方がある。これは、最低責任準備金の算定方法がいわゆるコロガシ計算によることが恒久化されたことから、代行部分に関する債務は、国から資金を預かり返還する義務を負うという性格を有することとなったと考えられることによるとされている。

これに対して、第2案の意見に関連する見方として、厚生年金基金制度は1つの私的な年金制度であり、今回の法改正でも、厚生年金基金の代行部分の給付は従来どおり当該基金が行い、代行部分に係る債務政府（厚生年金本体）からの借入金と考えるほどの大きな変化があったとはいえないのではないかという意見がある。この意見の中には、法令によって借入金認められていない厚生年金基金において、代行部分に係る債務を借入金と考えるのは、取引を擬制しすぎる見方との指摘もあるとされている。

2 【論点2】 代行部分の債務は「退職給付債務（PBO）」か「最低責任準備金」か

(1) 代行部分に係る債務の性格

B案の代行部分の債務は新たに「最低責任準備金」とすべきであるという意見は、今回の法改正によって、代行部分について母体企業（事業主）が最低責任準備金を超えて

負担することは実質的になくなったため、これまでの考え方を見直し、代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるというものである。これは、今回の法改正が、免除保険料率の凍結解除に際し、最低責任準備金の算定方法を今後もいわゆるコログシ計算とするとともに、給付現価の増大に伴う不足額（過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額）について財源手当しようとするものであり、代行部分に係る運用リスクはあるものの数理上のリスクはなくなったため、企業が将来に資金負担する可能性のある金額を基礎として負債を算定することが適切であると考えられることによる。

これに対して、A案の代行部分の債務は引き続き「退職給付債務（PBO）」であるという意見は、少なくとも退職給付会計基準意見書で示されたような代行部分に係る運用リスクはこれまでと同様であり、今回の法改正によっても会計上は、一定の場合に厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から一定の交付金を受け取ることとされたものとみて、退職給付会計基準の設定時から基本的な前提を変える制度改革があったものとまではいえないのではないかというものである。この意見は、母体企業（事業主）にとって基金が受け取る交付金は年金資産の会計問題であり、一方、代行部分を含む給付については退職給付債務の会計問題であるため、それぞれ別々に会計処理し、年金資産と退職給付債務は退職給付引当金として表示上のみ純額とされているとみる見方を踏まえたものと考えられることによる。

(2) 計上される退職給付債務の額について

B案の意見に関連して、今回の法改正により、厚生年金基金の負う代行部分の債務については最低責任準備金となることがあきらかになったことを受けて、これまでの考え方では、最低責任準備金を上回る金額だけ退職給付債務が過大に計上されることになるとの指摘があった。

これに対して、A案の意見からは、もともと退職給付会計基準では、例えば、退職一時金制度における要支給額など、退職給付に係る債務を支払予定額や決済価額とするものではなく、退職給付のうち、発せ基準に基づき当期にまでに費用として計上された結果の残高を退職給付債務としているため、会計上過大計上や過小計上となるとはいえないという意見があった。この意見は、退職給付会計基準では、未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異は貸借対照表に計上しないこととしており、企業が負担することとなる金額を直接的に計上するわけではないという考え方に基づくものである。さらに、今回の法改正による母体企業（事業主）の負担の変化によっても、法的な退職給付に係る債務は引き続き厚生年金基金にあり、代行返上のように債務が消滅した場合と同じ処理は適用できないという意見もあった。

また、B案の意見には、厚生年金基金という独特の制度においては、他の会計処理との関連よりも、今回の法改正の趣旨を反映させることを優先すべきではないかというものもあった。

これに対して、A 案の意見には、厚生年金基金制度が通常の確定給付型の企業年金制度と異なる特殊な制度といっても、退職給付会計基準の中で例外的に対応することの便益と他の会計処理への影響との比較衡量など、なお検討を要するとの意見があった。

以 上